



平成 18 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 オンワード樫山
代表者名 代表取締役社長 上村 茂
(コード番号 8016 東証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員経理担当
吉沢 正明
(TEL. 03-3272-2317)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 17 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 5 月 25 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 事業内容の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条に目的事項を追加するものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、電子公告制度を採用し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を明確にするため、現行定款第 4 条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第 301 条第 2 項の規定に従い、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対し提供したものとみなすことができることとなったため、第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第 310 条第 5 項の規定に従い、議決権の代理行使を限定する旨、第 17 条(議決権の代理行使)の条文を変更するものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 18 条(取締役会の設置)、第 28 条(監査役及び監査役会の設置)、第 6 章 会計監査人を新設するものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決裁を機動的に行うことができるよう、第 23 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 36 条 2 項（監査役の実任免除）を新設するものであります。定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法等で使用される用語に変更し、あわせて、必要な規定の変更、修正、および新設を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 5 月 25 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 5 月 25 日（木曜日）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品に関する売買、製造加工および輸出入</p> <p>ア. 衣服、身の回り品、その他の衣料品およびこれらの原材料</p> <p>イ. 運動用具、書籍、玩具および日用品雑貨</p> <p>ウ. 履物、靴、服飾雑貨品、化粧品</p> <p>エ. 室内装飾品、家具、寝具および付属品</p> <p>オ. 美術工芸品、宝飾品</p> <p>2. 船舶の売買、賃貸借および輸出入</p> <p>3. スポーツ、カルチャー教育施設、および船舶停泊施設の経営および運営</p> <p>4. ホテル、レストラン等の経営および運営</p> <p>5. 各種催物の企画、立案、運営</p> <p>6. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権および技術的知識（ノウハウ）の賃貸借および売買</p> <p>7. 海外旅行、国内旅行の仲介、斡旋に関する業務</p> <p>8. 自動車運送業および海上運送業</p> <p>9. 輸送機器、事務用機器および作業用機器のリース、レンタルおよび代行業務</p> <p>10. 一般労働者派遣業</p> <p>11. 企業の経営管理および指導ならびにコンサルティング業務</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>12. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>13. 不動産の売買、賃貸借およびそれらの仲介</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品に関する売買、製造加工および輸出入</p> <p>ア. 衣服、身の回り品、その他の衣料品およびこれらの原材料</p> <p>イ. 運動用具、書籍、玩具および日用品雑貨</p> <p>ウ. 履物、靴、服飾雑貨品、化粧品</p> <p>エ. 室内装飾品、家具、寝具および付属品</p> <p>オ. 美術工芸品、宝飾品</p> <p>2. 船舶の売買、賃貸借および輸出入</p> <p>3. スポーツ、カルチャー教育施設、および船舶停泊施設の経営および運営</p> <p>4. ホテル、レストラン等の経営および運営</p> <p>5. 各種催物の企画、立案、運営</p> <p>6. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権および技術的知識（ノウハウ）の賃貸借および売買</p> <p>7. 海外旅行、国内旅行の仲介、斡旋に関する業務</p> <p>8. 自動車運送業および海上運送業</p> <p>9. 輸送機器、事務用機器および作業用機器のリース、レンタルおよび代行業務</p> <p>10. 一般労働者派遣業</p> <p>11. 企業の経営管理および指導ならびにコンサルティング業務</p> <p><u>12. 商業施設の企画、設計、施工およびそのコンサルティング</u></p> <p><u>13. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>14. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>14. 前各号に附帯または関連する一切の事業ならびに投資</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数および株式の消却)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、4 億株とする。</p> <p><u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定により 取締役会の決議をもって、自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数は</u> 1,000 株とする。</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券)</p> <p>第 8 条 当社は <u>1単元の株式の数に満たない株式 (以下単元未満株式という) に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>ただし、株式取扱規定に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>15. 前各号に附帯または関連する一切の事業ならびに投資</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u></p> <p><u>ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりおこなう</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4 億株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を<u>取得する</u>ことができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の<u>単元株式数は</u>、1,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについては、この限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u> (実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式と併せて <u>1 単元の株式</u>となるべき株式を当社に対して売渡すことを請求 (以下買増請求という)することができる。</p> <p>ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合はこの限りではない。</p> <p>(記載省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎年2月末日の最終の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項の<u>ほか</u>、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して、<u>臨時に基準日</u>を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p><u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって <u>選定</u>し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、またはその抹消、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取および売渡、株券喪失登録その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式と併せて<u>単元株式数</u>となるべき株式を当社に対して売渡すことを請求 (以下買増請求という)することができる。</p> <p>ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合はこの限りではない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年2月末日の最終の株主名簿</u> (実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項<u>にかかわらず</u>、必要あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、<u>一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者</u>とすることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって <u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き<u>その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第12条 当社の<u>株券の種類および株式の名義書換、単元未満株式の買取および売渡、株券喪失登録、その他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (記載省略)</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたり <u>会長を置かない場合または事故あるときおよび社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款の定めがある場合を除き<u>出席株主</u>の議決権の過半数をもっておこなう</p> <p style="text-align: center;">商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第12条 当社の株式に関する<u>取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会</u>の定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたり <u>会長および社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決 議)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款の定めがある場合を除き<u>出席した議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもっておこなう</p> <p style="text-align: center;"><u>会社法第309条第2項</u>の規定によるべき株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 (記載省略)</p> <p><u>取締役の現任者に欠員を生じた場合法定数を欠かずかつ、取締役会において差支えないと認めたときはこれを補充しないことができる。</u></p> <p>(選任決議)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(記載省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときをもって終了する。</p> <p><u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現在取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第20条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときをもって終了する。</p> <p><u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p><u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は決議により取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">当会社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>第22条 (記載省略)</p> <p>(報 酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会において定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当会社は、<u>商法第266条第12項の規定により 取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役 (取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">当会社は、<u>商法第266条第19項の規定により、</u>社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当会社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第24条 取締役会は決議によって取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">当会社を代表する取締役は取締役会の決議によってこれを選定する。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により 任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、</u>社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(員 数) 第 25条 (記載省略) <u>監査役の現任者に欠員を生じた場合法定数を欠かずかつ、取締役会において差支えないと認めたときはこれを補充しないことができる。</u></p> <p>(選任決議) 第 26条 監査役の選任は、株主総会において<u>総株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任 期) 第 27条 監査役の任期は、<u>就任後 4年 内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときをもって終了する。 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 28条 <u>監査役は互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(招 集) 第 29条 (記載省略) <p style="text-align: center;">(新設)</p></p> <p>第 30条 (記載省略)</p> <p>(報 酬) 第 31条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は株主総会において定める。</u></p>	<p>(監査役及び監査役会の設置) 第 28条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員 数) 第 29条 (現行どおり) <p style="text-align: center;">(削除)</p></p> <p>(選任決議) 第 30条 監査役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>おこなう</u></p> <p>(任 期) 第 31条 監査役の任期は、<u>選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結のとき</u>をもって終了する。 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(招 集) 第 33条 (現行どおり) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第 34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 35条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定</u>により、<u>取締役会の決議をもって、監査役</u> (監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第33条 当社の<u>営業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとし、その末日を決算期とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定</u>により、<u>任務を怠ったことによる監査役</u> (監査役であった者を含む。)の<u>損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第37条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第38条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときをもって終了する。</u></p> <p><u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の<u>事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主配当金)</p> <p>第 34条 当社の株主配当金は毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う</p> <p>株主配当金が支払開始の日から5年以内に受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 42条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という)を支払う</p> <p>配当金が支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>未払の配当金には利息をつけない。</p>